

独立行政法人日本学生支援機構

平成17年細則第12号

最近改正 令和6年細則第12号

寒冷地手当の支給に関する細則を次のように定める。

平成17年9月14日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

寒冷地手当の支給に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、職員給与規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第4号。以下「給与規程」という。）第37条の規定に基づき、寒冷地手当の支給に関する基準について定めることを目的とする。

(寒冷地手当の支給対象)

第2条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下「基準日」という。）において北海道支部に在勤する職員（以下「支給対象職員」という。）に対し、予算の範囲内で支給する。

(寒冷地手当の額)

第3条 前条に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における次の表に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
額	26,000 円	14,500 円	9,800 円

備考1 「世帯主である職員」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 給与規程第14条第2項に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）を有する者
- (2) 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構え、又は下宿等の一部屋を専用している者

2 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号。以下「法」という。）の別表に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、次のいずれかに該当するものを含まないものとする。

- (1) 給与規程第31条の規定による単身赴任手当を支給される職員であって職員の扶養親族が居住する住居（当該住居が2以上ある場合にあっては、すべての当該住居）と法別表に掲げる地域の市役所又は町村役場との間の距離のうち最も短いもの（以下「最短距離」という。）が60キロメートル以上であるもの
- (2) 給与規程第31条の規定による単身赴任手当を支給される職員以外の職員であって扶養親族と同居していないもののうち、最短距離が60キロメートル以上であるもの

- 2 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
 - (1) 給与規程第44条第2項又は第3項の規定により給与の支給を受ける職員 前項の規定による額にその者の俸給等の支給について用いられた同条第2項又は第3項の規定による割合を乗じて得た額
 - (2) 給与規程第8条の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額からその半額を減じた額
 - (3) 本邦外にある職員（第1項の表中「扶養親族のある職員」に該当する職員を除く。）、給与規程第46条第1項の規定により給与の支給を受けていない職員、職員就業規則（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第14号。以下「就業規則」という。）第31条第1項第3号の規定により休職している職員又は就業規則第40条第2号の規定により停職にされている職員 零
- 3 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項の規定による額を超えない範囲内で、第1項の規定による額を次に掲げる場合に該当した月の現日数から就業規則第12条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算して得た額とする
 - (1) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の月末までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
 - (2) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合
 - (3) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の月末までの間に、他の同項各号に

掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合

- (4) 基準日において前項第1号に掲げる職員に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、給与規程第44条第2項又は第3項の規定による割合が変更された場合
(支給日等)

第4条 寒冷地手当は、基準日の属する月の給与規程第6条第1項で定める支給日に支給する。ただし、支給日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 基準日から支給日の前日までの間において離職し、又は死亡した支給対象職員には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

3 基準日から引き続いて前条第2項各号に掲げる職員のいずれかに該当している職員が、支給日後に復職等をした場合には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

(確認)

第5条 寒冷地手当を支給する場合に当たり必要と認めるときは、職員の扶養親族の住居の所在地及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を確認するものとする。

- (1) 職員の扶養親族の住居の所在地が法別表に掲げる地域でない場合（次号に掲げる場合を除く。）当該職員が扶養親族と同居していること。
(2) 職員の扶養親族の住居の所在地が法別表に掲げる地域でない場合であって、当該職員が扶養親族と同居していないとき。 最短距離が60km未満であること。
2 前項の確認を行う場合において理事長が必要と認めるときは、職員は、扶養親族の住居の所在地等を証明するに足る書類を提出するものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この細則は、平成17年9月14日から施行し、平成16年10月29日から適用する。

(経過措置)

- 2 この項から附則第6項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 経過措置対象職員 平成16年10月29日（以下「旧基準日」という。）から引き続き次に掲げる職員のいずれかに該当する職員
ア 東北支部に在勤する職員
イ 北海道支部に在勤する職員
(2) 基準在勤地 経過措置対象職員が旧基準日以降において在勤したのある次表の左欄に掲げる支部に応じ右欄に掲げる支部をいう。

北海道支部のみ	北海道支部
東北支部のみ	東北支部
北海道支部及び東北支部	東北支部

- (3) 基準世帯等区分 経過措置対象職員の旧基準日以降における世帯等の区分のうち、次の表の在勤地の区分に応じた世帯等の区分に掲げる額が最も少なくなる世帯等の区分をいう。

在勤地の区分	世帯等の区分			
	世帯主である職員			その他の職員
	扶養親族が3人以上ある職員	扶養親族が1人又は2人の職員	扶養親族のない職員	
北海道支部	215,300円	188,100円	117,300円	76,400円
東北支部	97,800円	81,500円	49,100円	34,200円
備考 「世帯主である職員」について、第3条第1項の表中備考1を準用する。				

- (4) みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、基準日におけるその基準在勤地をその在勤地と、その基準世帯等区分をその世帯等の区分とみなして次の表に掲げる額をいう。

基準在勤地域	基準世帯等区分			
	世帯主である職員			その他の職員
	扶養親族が3人以上ある職員	扶養親族が1人又は2人の職員	扶養親族のない職員	
北海道支部	43,060円	37,620円	23,460円	15,280円
東北支部	19,560円	16,300円	9,820円	6,840円

(経過措置における支給額)

- 3 基準日（その属する月が平成18年3月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き前項第1号アに掲げる職員に該当するものに対しては、第2条及び第3条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額の寒冷地手当を支給する。
- 4 基準日（その属する月が平成18年11月から平成22年3月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者のうち、旧基準日から引き続き第2項第1号アに掲げる職員に該当するものに対しては、みなし寒冷地手当基礎額が、次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えることとなるときは、第2条及び第3条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成18年11月から平成19年3月まで	8,000円
平成19年11月から平成20年3月まで	14,000円
平成20年11月から平成21年3月まで	20,000円
平成21年11月から平成22年3月まで	26,000円

- 5 基準日（その属する月が平成21年3月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き第2項第1号イに掲げる職員に該当するものに対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額が、その者につき第2条及び第

3条の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、第2条及び第3条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成16年11月から平成17年3月まで	6,000円
平成17年11月から平成18年3月まで	10,000円
平成18年11月から平成19年3月まで	14,000円
平成19年11月から平成20年3月まで	18,000円
平成20年11月から平成21年3月まで	22,000円

- 6 第3条第2項及び第3項の規定は、前3項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者について準用する。この場合において同条第2項中「前項」とあるのは「附則第3項から第5項まで」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「附則第3項から第5項まで及び附則第6項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「附則第3項から第5項まで」と、同項第1号から第3号中「前項各号」とあるのは「附則第6項において読み替えて準用する前項各号」と、同項第4号中「前項第1号」とあるのは「附則第6項において読み替えて準用する前項第1号」と読み替えるものとする。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第10号） 抄
（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第16号） 抄
（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第10号） 抄
（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第19号） 抄
（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和6年細則第12号）

この細則は、令和6年11月29日から施行し、令和6年4月1日から適用する。